

平成22年度事業計画

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

日本経済は、依然としてデフレ傾向にあり、厳しい雇用情勢も残るものの、企業収益の改善が続くなかで、政策の効果などを背景に、世界的な金融危機による急激な落ち込みから脱し、持ち直してきていると見られている。

このような状況下、不動産業界においては、地価下落や空室率上昇等の厳しい状況はあるが、住宅エコポイント制度やフラット35の金利引き下げ等の各種施策の効果により、持家を中心に住宅着工戸数が増加するなど、明るい話題も増えてきている。

一方、消費者行政を統一的・一元的に行い、消費者保護を図るため、平成21年9月1日に消費者庁が設置され、且つ、公正競争規約の根拠法である景品表示法が移管されたが、当協議会及び公正競争規約の果たす役割は変わらず、その重要性は増大している。

については、本協議会では、不動産公正取引協議会連合会、並びに構成団体等と連携を図りながら、①規約違反の未然防止に向けた、会員事業者並びに賛助会員に対する公正競争規約の更なる周知徹底、②規約違反被擬事案への迅速且つ適正な対応、を引き続き重点事業として、以下の通り、平成22年度事業計画を策定し、各種諸事業を実施することとする。

1. 広報関係

(1) 研修会等の実施について

①所属会員対象の公正競争規約普及研修会

公正競争規約の普及啓発を図り、不動産広告の適正化を推進するため、規約の解釈、最近の違反広告事例・相談事例等を中心に、研修会の開催を所属構成団体等に要請し協力をしていく。

②賛助会員に対する研修会

規約の解釈、違反事例等を中心とした賛助会員対象の研修会を開催する。

③新規入会事業者に対する公正競争規約普及研修会

所属構成団体で適宜、公正競争規約普及の研修会を開催する。

④規約改正への対応

規約の改正等があれば、所属構成団体等を通じ、迅速に会員事業者へ周知するとともに、賛助会員への周知を図っていく。

(2) 賛助会員への加入促進について

会員事業者に対する研修会並びに、賛助会員未加入の広告代理店・印刷会社からの広告相談の際に、当協議会の設立趣旨や賛助会員制度のメリットを説明し加入を促すとともに、広告業界団体にも働きかける等、積極的な加入促進を図る。

(3) 広報誌「東海公取協」の発行等について

- ①広報誌について、協議会の事業内容や規約の解説、違反事例等を紹介するなど、充実した内容になるよう検討し、発行する。
- ②規約改正等、時事的な事項があれば、所属構成団体発行の機関誌への記事提供を積極的に行っていく。

(4) ホームページの有効活用について

ホームページを活用し、資料のダウンロードや相談内容Q&A、ニュースページを充実させるなどして、情報伝達の即応性を図る。

(5) 公正表示ステッカーの店頭掲示の促進について

会員事業者の目印を表す「公正表示ステッカー」の店頭掲示を促進し、会員事業者の規約への遵守意識を引き続き喚起する。

2. 調査指導関係

(1) 本部・地区調査指導委員会（業務）について

- ①規約違反被擬事案の受付及びその処理については、「調査指導委員会運営規程」・「調査・指導・相談業務処理要綱」等を遵守し、迅速且つ適正な対応に努める。
- ②各地区調査指導委員会との連絡を密にし、共通の問題点について相互に協力し、各地区間で会員事業者に不公平な取り扱いが生じないように努める。
- ③規約違反の再発防止の観点より、一定以上の措置を受けた会員事業者を対象とした義務講習会を開催する。
- ④本年度は改選期のため、本部・地区調査指導委員並びに担当事務局職員を対象とした研修会を開催する。

(2) 事前相談業務について

会員事業者、賛助会員等からの不動産広告についての質問、広告制作にかかる相談に積極的に応じ、公正競争規約違反の未然防止に努める。

(3) 賛助会員登録制度の充実について

賛助会員登録制度について、できるだけ賛助会員に登録番号を広告上に記載するように奨め、万一、規約違反があった場合は、同じ違反を行わないよう賛助会員にも違反内容を告知するなどして、制度の充実を図っていく。

(4) インターネット広告の対応について

インターネットによる広告表示について、おとり広告や不当表示等にならないよう公正競争規約の適正な運用に努める。

3. 総務関係

(1) 総会及び理事会等の開催

①第44回定期総会を次のとおり開催する。

日 時 平成22年6月18日(金) 午後3時より

場 所 キャッスルプラザ

②理事会については、必要に応じ適宜(年3回程度)開催する。

③総務・広報・調査指導委員会については、それぞれ必要に応じ適宜(年1回から2回程度)開催する。

(2) 不動産公正取引協議会連合会第8回通常総会の開催

本年度は、北陸不動産公正取引協議会が幹事で開催される予定。

(3) 渉外関係

①関係行政官庁との連携について

消費者庁及び東海4県の関係行政官庁との連携を密にして、指導体制の充実を図り不当表示の排除に努める。

②不動産公正取引協議会連合会等との連携

不動産公正取引協議会連合会及び、社団法人全国公正取引協議会連合会と連絡を密にし、共通の問題等について検討・意見交換を行い、相互に協力して公正競争規約の運用に資することとする。